

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年 10 月 29 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係（電話 011-895-2419）担当：中野

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

厚別区役所・厚別区民センター駐車場等除雪業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 遅行期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 入札方法

入札は、1 時間当たりの単価（タイヤショベル[1.4～2.0 m³]）で行う。その他の単価については、下表に示す比率により決定する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

区分	1 時間あたりの 業務委託単価（円）	比率
タイヤショベル（1.4～2.0m ³ ）	入札額	
ダンプトラック（10tクラス）	比率により決定	入札額 × 0.627
ダンプトラック（4tクラス）	比率により決定	入札額 × 0.362
普通作業員	比率により決定	入札額 × 0.139

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年～令和 2 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」、小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること、かつ札幌市内に本店を有する者。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、速やかに資格審査申請を行い登録されること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (7) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
- (2) 入札書の受領期限
令和2年11月9日(月)9時30分(送付の場合は必着のこと)
- (3) 開札の日時及び場所
令和2年11月9日(月) 10時00分
札幌市厚別区役所2階C会議室(札幌市厚別区厚別中央1条5丁目)
- (4) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和2年11月9日10時00分開札〔厚別区役所・厚別区民センター駐車場等除雪業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和2年11月9日10時00分開札〔厚別区役所・厚別区民センター駐車場等除雪業務〕の入札の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約保証金は、仕様書に記載する令和元年度予定数量に入札額(及び入札額からの比率により導き出される額)を乗じて算出した額の100分の10に相当する額以上の保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札
その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって
有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。